

みやぎの居場所づくり助成

2021年度募集要項

歳をとっても、障がいがあっても
誰もが 自分らしく ほっとできる居場所がある
そんな地域の支え合いを応援します



Shimmyo

真如苑

みやぎの居場所づくり助成

真如苑では宮城県内の地域において支え合いの地盤が醸成され、地域が発展していくお手伝いできればと考え、「みやぎ居場所づくり助成」を創設しました。この助成は、福祉活動に関わる**継続的な居場所づくり**の地域活動を支援・育成することを目的としております。多くの皆様のご応募をお待ちしております。

◆ 助成の対象となる事業

対象地域: 宮城県全域

対象期間: 2021年5月1日から2022年3月31日までに終了する事業

対象活動: 課題を抱える高齢者や障がい児・者、児童、女性、青年などが、その人らしく過ごせるよう、人々を支援するための居場所づくりをする民間団体及びボランティアグループによる活動に助成をします。

イベント型ではなく、**継続的に**(おおむね週 1 回以上)、居場所を提供し、安定した活動を行っている団体を優先します。

コロナウィルス感染拡大防止に伴い実践できない対面での活動に代わり、様々な工夫で支援する活動や、今後の活動を見据えて体制を整える活動も対象です。

活動の例: 高齢者の介護予防のために気軽に集えるシニアサロンの実施、ミニデイサービス、発達障がい児の療育支援、子どもの健全育成、子ども食堂、フリースクール、困難を抱える女性や子どもの支援、フリースペース など

対象外の活動: 政治または宗教布教を目的とする活動及びそれらの活動と連動性、一体性を持つ活動は対象としません。

◆ 助成の対象となる団体

- ・ 宮城県内で活動し、概ね1年以上の活動実績がある民間団体。
- ・ 法人格の有無は問いませんが、組織や事業の運営についての重要事項が定められており、活動を実施するための体制が整っていると認められ、非営利及び公益的な活動をする市民活動団体や NPO 法人等、及び概ね5人以上で構成するボランティアグループ。

※自治会・町内会・マンション等集合住宅の管理組合等、会員同士の互助的な活動を主な目的とする団体は対象外となります。

◆ **助成金の額:** 1件あたり30万円を上限、10万円を下限とし、助成金総額は150万円です。

◆ 助成基準

- ・ 同一事業に、他に公的な補助を受けている場合や他の機関の助成を受けている場合でも、その事業の必要性によって助成の対象となりますが、助成申請の際、他機関からの助成や補助の有無及びその用途を分けて明記してください。
- ・ 単年度、同一団体・同一グループへの助成事業は一事業とします。
- ・ 複数の団体が連携して取り組む活動であっても、事務局を担い中心的な役割となる団体は活動に対しての責任体制を明確にし、代表団体が申請すること。

◆応募の方法

応募締切日までに、応募書類一式を下記の事務局あてに送付してください。
提出された書類はお返しできませんので、提出前に必ずコピーを取ってください。

- ・ 助成金申請書 (URL:<http://www.ibasyo-josei.jp/>よりダウンロード)
- ・ 団体情報 (URL:<http://www.ibasyo-josei.jp/>よりダウンロード)
- ・ 定款または規約・会則の写し
- ・ 団体の活動内容を表すパンフレットまたはニュースレター
- ・ 前年度事業報告及び決算書類、または総会資料

◆書類送付先・問合せ

真如苑 みやぎの居場所づくり助成事務局
認定 NPO 法人杜の伝言板ゆるる
〒983-0852
宮城県仙台市宮城野区榴岡 3-11-6 コーポラス島田 B6
Tel: 022-791-9323 Fax : 022-791-9327
E-mail: koubo-miyagi@ibasyo-josei.jp
URL: <http://www.ibasyo-josei.jp/>



◆応募締め切り: 2021年5月15日(土)消印有効

◆助成申請書記入の留意点

- ・ 助成を申請する事業名について
⇒ 事業名は、分かりやすい表題をつけてください。
- ・ 「他機関からの助成の有無」は、同じ事業を複数の助成機関に申請した場合による重複を防ぐためです。ただし、費用を多く必要とする活動で、計画的にいくつかの機関からの助成で実施する場合は対象とします。他の助成機関名及び助成で賄う項目とその額を記入してください。
- ・ 助成の対象とならない経費
⇒ 団体の役員・職員等の人件費、事務所借料、団体の経常的運営に要する費用、事業の飲食に関する費用は助成の対象から除外します。

◆審査基準

- ・ 営利を目的とせず、市民の自主的・主体的に行われている継続的な活動で、社会性の高いもの
- ・ 市民のネットワークづくりを促進するもの。
- ・ 市民の福祉に関する意識向上に役立つもの。
- ・ 助成金の必要性が高いもの。
- ・ 2次審査会に出席できる団体。
- ・ 同一組織における同一事業への助成回数の上限は、連続3回までとなります。

◆助成の決定

応募された助成申請書について1次審査を行い、2次の公開審査による助成審査会にて審査・選考し、決定します。結果は書面にて各応募者宛に通知します。

審査の際、必要がある場合はさらに詳しい書類の提出をお願いすることや電話による照会、訪問調査をする場合があります。

◎ 2次審査会:2021年6月4日(金) 13:00~16:30

(会場:みやぎNPOプラザ)

◆助成金の交付

助成が決定した団体には、申請者の意思を確認の上、指定された預金口座に振り込みます。助成金の振り込みは原則として、7月末までに行います。

◆現地訪問

活動の期間中に活動状況や費用の管理等の確認のため、助成団体の事務所か活動場所を訪問することがあります。

◆報告書の提出

- ・ 助成団体は、助成事業の実施期間終了後2ヶ月以内(但し、終了が2022年3月31日の場合は同年5月15日まで)に、実施した活動が分かるものや写真などを含む完了報告書及び収支報告書を提出してください。会計報告には、団体名が明記された領収書のコピーを添付してください。
- ・ 提出後、領収書の確認に訪問する場合がありますので、領収書は適切に保管・管理をお願いします。
- ・ 期日までに報告書(領収書を含む)の提出が無い場合は、助成金をご返金頂きます。
- ・ 報告いただいた内容は、団体名・活動内容等(助成額を除く)を、「真如苑居場所づくり助成」のホームページ等で公開いたします。

◆印刷物などへの表示について

助成事業として採択された場合、助成金を使用してイベントを実施する団体は、チラシやポスター等に次の文言を明記していただきます。(写真もしくは実物を報告書に添付)

助成：真如苑「みやぎの居場所づくり助成」

◆個人情報の取扱い

応募された方のご氏名・所属・連絡先等の個人情報は、本「助成選考」の目的にのみ使用致します。